

# 文教委員会資料

請願 第33号 教育格差をなくし、「ゆきとどいた教育」を求める請願

請願 第36号 義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実  
現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆ  
きとどいた教育の保障に関する請願

資料1	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育 行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要 . . . . . 1 (平成23年4月 文部科学省資料)
資料2	県費負担教職員の給与負担等の移譲について . . . . . 2 (平成26年3月 文部科学省資料)
資料3	国の学級編制弾力化についての神奈川県(川崎市)の実施内容 . . . . . 3
資料4	学級編制弾力的運用実施状況表(平成29年5月1日現在) . . . . . 4
資料5	次世代の学校指導体制強化のための教職員定数の充実 . . . . . 5 (平成29年度 文部科学省予算(案)資料)
資料6	教育費の無償に関する法律 . . . . . 6
資料7	小・中学校における保護者負担額(学校徴収金等)の年度別推移 . . . . . 8
資料8	就学援助制度関係 . . . . . 9
資料9	川崎市高等学校奨学金及び大学奨学金関係 . . . . . 13

平成29年7月20日

教育委員会事務局

# 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

## 1. 趣旨

- 新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう、35人以下学級について、公立小学校第1学年の学級編制の標準を見直す。また、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教育委員会の関与を見直す。

## 2. 概要

### (1) 35人以下学級の推進

- 小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。[義務標準法第3条関係]

学級編制の標準: 40人



小学校1年生: 35人

- 政府は、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努める。[改正法附則第2項・第3項関係]

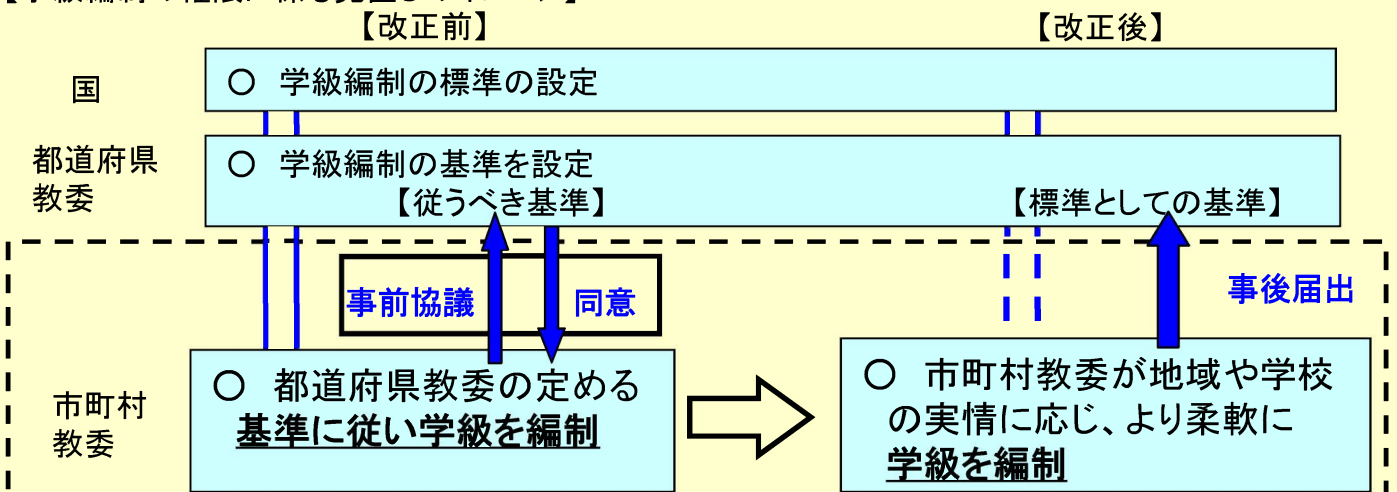
(参考)

第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次
34~38年度	39~43年度	44~48年度	49~53年度	55~3年度	5~12年度	13~17年度
50人	45人	—————>		40人	—————>	

### (2) 市町村が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるような仕組みの構築

- 市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を編制する際：
  - 都道府県教育委員会が定める学級規模の「基準」について、市町村教育委員会が「従うべき」とされている拘束性を緩め、「標準」としての基準とするとともに、学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮することを明記。[義務標準法第4条関係]
  - 市町村教育委員会が都道府県教育委員会に協議し、その同意が必要な仕組みを改め、事後届出とする。[義務標準法第5条関係]

【学級編制の権限に係る見直しのイメージ】



- 学級編制に関する市町村教委の主体性を教員定数配分の観点からも担保
  - 都道府県教委が県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勘案事項として、「当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等」を明記[地教行法第41条関係]
  - 都道府県教委に対し、市町村教委の意見を十分に尊重することを義務付け[地教行法第41条関係]

※国は学級編制の標準を基礎とした教職員定数(標準定数)について国庫負担  
 ※都道府県は教職員の給与費を負担し、その定数を決定(県費負担教職員)

変更なし

# 県費負担教職員の給与負担等の移譲について

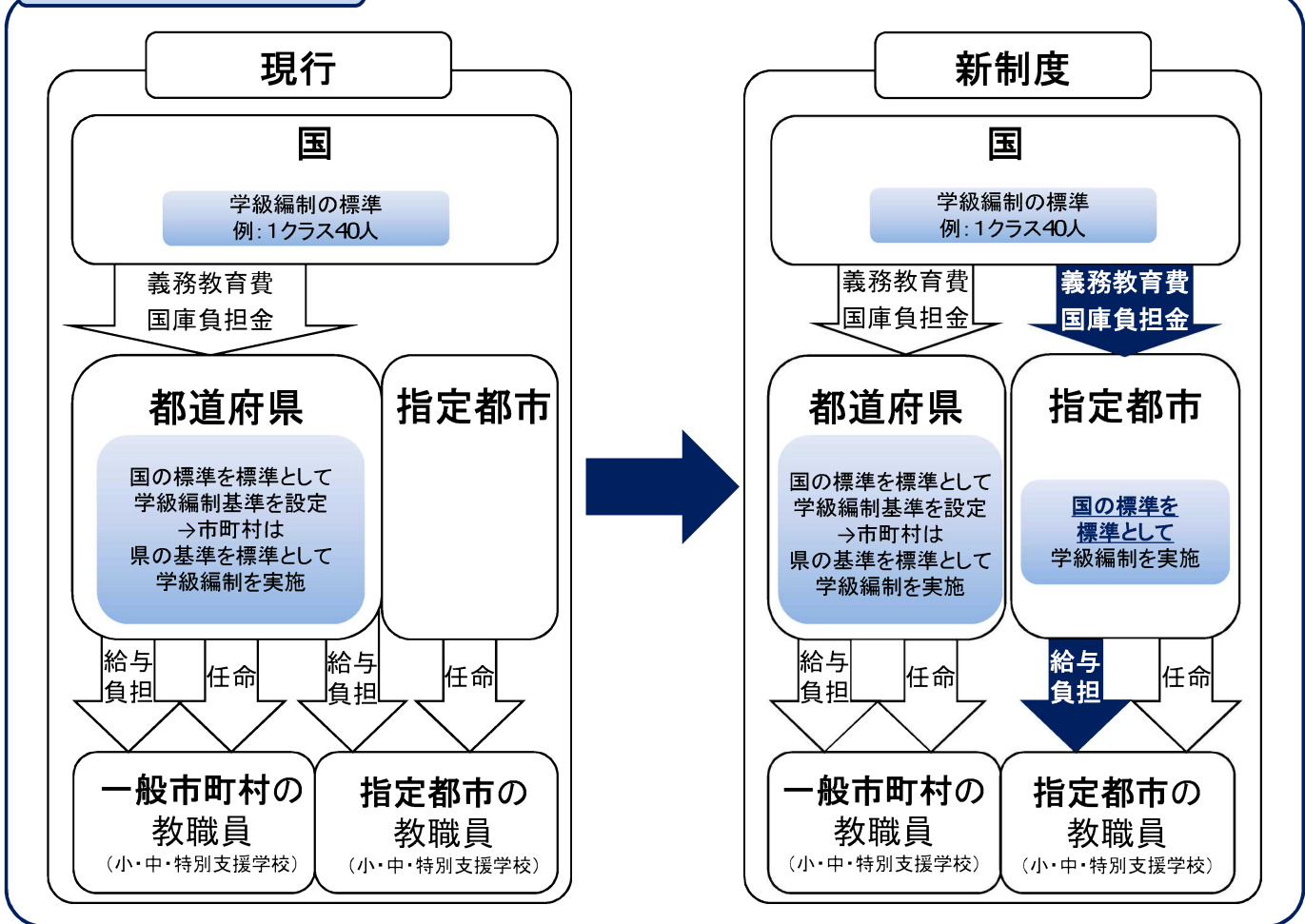
## 背景

- 現行制度では、市町村立の小・中・特別支援学校等の教職員の給与費は都道府県が負担し、その人事権は都道府県教育委員会が有しているが、特例として指定都市立の学校の教職員の人事権は指定都市教育委員会が有している。
- このため、指定都市に関しては人事権者と給与負担者が異なる状態にあり、この状態を解消するよう要望がなされてきたところ。

## 移譲の決定(閣議決定等)

- 給与負担の移譲に当たっては道府県から指定都市への財源移譲が必要となることから、関係道府県と指定都市間で財源移譲のあり方について協議を実施、昨年11月に税源移譲の方策について両者が合意
- 「今後の地方教育行政の在り方について」(平成25年12月13日中央教育審議会答申)、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を受け、関係法案を提出

## 権限移譲のイメージ



## 今後のスケジュール

- 平成26年: 第四次一括法において関係法律の改正(通常国会に提出)
- 平成29年度目途: 新制度へ移行。

## 国の学級編制弾力化についての神奈川県（川崎市）の実施内容

項目	内容	実施状況	実施状況
1	特例措置による学級編制基準の弾力化 (平成13年4月1日施行、「標準法」第3条2項ただし書き)	児童生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、 <u>都道府県教育委員会は40人を下回る学級編制基準を定めることができる。</u>	神奈川県は未実施
2	弾力的解釈による学級編制基準の弾力化 (平成15年4月1日付け、文部科学省通知)	学級編制の標準については、一定の弾力性が認められ、 <u>各都道府県教育委員会の判断により、40人を下回る基準を定めることが可能である。</u>	神奈川県は未実施
3	市町村教育委員会の判断による学級編制の弾力化 (平成15年4月1日付け、文部科学省通知)	個別の学校ごとの事情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、 <u>市町村別の教職員定数の範囲内で、各市町村教育委員会の判断により、弾力的運用を行うことが可能である。(級外教諭等)</u> 但し、新たな県費負担は行わない。	神奈川県は平成16年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
4	小学校1年生における学級編制の弾力化 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校1年生において35人学級を実施する。ただし、 <u>新たな定数増を伴うものではなく、配置される少人数授業支援教員などを活用して、実施する。(県の研究指定校)</u>	神奈川県は平成16年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
5	研究指定による学級編制弾力化を小学校2年生に拡大 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校1年生に加え、小学校2年生についても1学年時に研究指定校として少人数学級編制を実施し、かつ標準学級数が1学年時の実学級数を下回る場合に実施可能とする。 但し定数については前年度と同様。	平成17年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
6	小学校2年生での実施対象を拡大 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校2年生について、1学年時に研究指定校ではなかった場合であっても、標準学級数が1学年時の実学級数を下回る場合は実施可能とする。 定数については前年度と同様。	平成18年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
7	小学校2年生での実施対象をさらに拡大、また中学1年生でも実施 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校2年生について、1学級あたりの児童数が35人を超える場合は、無条件で実施可能とする。また35人を超えない場合であっても、標準学級数が1年生時の実学級数を下回る場合は実施可能とする。 また、小学校1・2年生に加え、中学校1年生についても1学級あたりの生徒数が35人を超える場合は実施可能とする。 但し定数については、やはり同様に新たな定数増は行わない。	平成19年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
8	実施対象を小学校、中学校の全学年に拡大 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校、中学校の全ての学年について、1学級あたりの児童数が35人を超える場合は、無条件で実施可能とする。また35人を超えない場合であっても、標準学級数が、前年度における実学級数を下回る場合は実施可能とする。 定数については前年度と同様に新たな定数増は行わない。	平成20年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)

## 学級編制弾力の運用実施状況表(平成29年5月1日現在)

ア 学校種別弾力の運用実施校数

	小学校 実施校数		中学校 実施校数		合計 実施校数	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16年度	11	2		1	11	3
17年度	15	3		2	15	5
18年度	32	5		2	32	7
19年度	39	6	6	3	45	9
20年度	65		10		75	
21年度	66	6	12		78	6
22年度	64	4	18		82	4
23年度	63	6	16		79	6
24年度	73	1	10		83	1
25年度	70	3	6	1	76	4
26年度	80	2	8		88	2
27年度	77	1	7	2	84	3
28年度	81	1	6	1	87	2
29年度	86	3	7	2	93	5

イ 小学校学年別内訳(実施件数)

	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		合計	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16年度	11	1		1									11	2
17年度	13	1	4							1		1	17	3
18年度	23	1	13	1		2				1			36	5
19年度	31	1	12			4						1	43	6
20年度	42		15		6		4		3		5		75	
21年度	42	1	14		4		3		8	1	8	4	79	6
22年度	37	1	11		6	1	5		6		11	2	76	4
23年度			41	1	3	1	9		10	2	7	2	70	6
24年度			42		17	1	6		13		17		95	1
25年度			38		23	1	7		10		17	2	95	3
26年度			49		20		16	1	13		11	1	109	2
27年度			38		14		14	1	17		21		104	1
28年度			42		17		13		12		17	1	101	1
29年度			49		12		11	1	13	1	14	2	99	4

ウ 中学校学年別内訳(実施件数)

	1年生		2年生		3年生		合計	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16年度						1		1
17年度						2		2
18年度		1		1				2
19年度	6			1		2	6	3
20年度	4		5		3		12	
21年度	3		6		3		12	
22年度	5		6		7		18	
23年度	2		7		8		17	
24年度	3		4		7		14	
25年度	4		2		2	1	8	1
26年度	3		4		3		10	
27年度		2	5		3		8	2
28年度	1	1			5		6	1
29年度	2	1	2	1	3		7	2

# 次世代の学校指導体制強化のための教職員定数の充実

《義務教育費国庫負担金》 平成29年度予算案:1兆5,248億円(対前年度▲22億円) ※教職員定数の増減は、平成29年度単年の増減  
 (・教職員定数の改善 +19億円(+ 868人) ・部活動手当の改善等 +3億円 ・教職員の若返り等による給与減 ▲ 88億円)  
 (・教職員定数の自然減等 ▲89億円(▲4,150人) ・部活動運営適正化による部活動手当の減 ▲3億円 ・人事院勧告の反映による給与改定 +136億円)

- **次期通常国会に義務標準法改正案を提出予定。**平成29年度～38年度の10年間で、**加配定数**(平成28年度約6万4千人)の**約3割を基礎定数化**。これにより、
  - － 地方自治体による、教職員の**安定的・計画的な採用・研修・配置に寄与**。
  - － **発達障害等の児童生徒への「通級による指導」や、日本語能力に課題のある児童生徒への指導、教員の「質」の向上に必要な研修体制を充実**。
- **加配定数の増(395人)により、小学校における専科指導等に必要な教職員定数を充実**。

**基礎定数** (学級数等に応じて算定。算定基準を義務標準法に規定。)  
**+473人** (少子化等に伴う定数減▲4,150人)

**基礎定数化**

**加配定数** (政策目的や各学校が個々に抱える課題等を踏まえて配分。)  
**+395人**

10年間で段階的に実施

- **通級による指導の充実 +602人**
  - － 1対13(対象児童生徒)の割合で措置 (現状 1対16.5\*)
  - － 加えて、へき地や通級指導対象児童生徒の少ない障害種(弱視等)への対応のため**加配定数を措置**(現在の1割)。
  - ※ 基礎定数化に伴う「政策減」(特別支援学級から通級指導への移行)として、▲150人
- **外国人児童生徒等指導の充実 +47人**
  - － 1対18(対象児童生徒)の割合で措置 (現状 1対21.5\*)
  - － 加えて、散在地域の対応のため**加配定数を措置**(現在の1割)。
- **初任者研修体制の充実 +75人**
  - － 1対6(対象教員)の割合で措置 (現状 1対7.1\*)
  - (※いずれも平成28年度推計値)
- **指導方法工夫改善加配の一部基礎定数化 ▲101人(\*\*)**
  - － 約41,000人のうち約9,500人を基礎定数化。
  - (\*\*児童生徒数の減少に伴う減)

**義務標準法の改正により追加**

特別支援教育	—
児童生徒支援	いじめ・不登校等への対応 +25人 貧困等に起因する学力課題の解消 +50人 統合校・小規模校への支援 +75人
研修等定数	アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善 +10人 ※既存の枠内で「先導的実践研究加配」として50人確保
養護教諭、栄養教諭等	+10人 +10人
事務職員	+50人 (共同事務室(仮称)等、共同事務実施体制の強化)
指導方法工夫改善	小学校専科指導の充実 +165人

給与関係:土日の部活動の適正化に向けた取組を進めつつ、部活動手当(4時間程度)を3,000円→3,600円等(予算総額±0円)

## [教育費の無償に関する法律]

### ○ 憲法

#### 第26条（教育を受ける権利と受けさせる義務）

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

### ○ 教育基本法

#### 第5条（義務教育）

- 1 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

### ○ 学校教育法

#### 第6条（授業料）

学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律

第 1 条

- 1 義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。
- 2 前項に規定する措置に関し必要な事項は、別に法律で定める。

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第 3 条（教科用図書の無償給付）

国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第 13 条、第 14 条及び第 16 条の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。

第 5 条（教科用図書の給与）

- 1 義務教育諸学校の設置者は、第 3 条の規定により国から無償で給付された教科用図書を、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。
- 2 学年の中途において転学した児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用図書は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与しないものとする。



小・中学校における保護者負担額(学校徴収金等)の年度別推移 (H22～H27)

小学校	全学年にわたるもの(1学年平均) (A)					該当学年から徴収するもの (B)					合計額(1～6年) (C)
	教材購入等	給食費	PTA会費他	その他	計	入学時経費	卒業関係費	修学旅行費	その他	計	(C)=(A)×6+(B)
22年度	7,688	42,350	3,704	698	54,440	3,370	11,952	17,371	19,027	51,720	378,360
23年度	7,883	42,350	3,737	629	54,599	3,432	11,914	16,256	20,230	51,832	379,426
24年度	8,092	42,350	3,761	649	54,852	3,034	12,004	16,412	20,946	52,396	381,508
25年度	8,141	42,350	3,766	638	54,895	3,418	12,216	16,252	21,141	53,027	382,397
26年度	8,394	42,248	3,748	668	55,058	3,363	12,035	16,902	23,073	55,373	385,721
27年度	8,611	42,047	3,762	664	55,084	3,217	12,033	17,219	23,259	55,728	386,232

中学校	全学年にわたるもの(1学年平均) (A)					該当学年から徴収するもの (B)					合計額(1～3年) (C)
	教材購入等	給食費	PTA会費他	その他	計	入学時経費	卒業関係費	修学旅行費	その他	計	(C)=(A)×3+(B)
22年度	11,426	6,714	7,617	2,678	28,435	59,128	17,133	62,775	23,543	162,579	247,884
23年度	11,251	6,850	7,520	2,653	28,274	60,414	17,472	62,482	24,462	164,830	249,652
24年度	11,132	7,002	7,549	2,648	28,331	61,620	17,813	62,493	24,339	166,265	251,258
25年度	11,211	7,108	7,408	2,682	28,409	62,450	18,064	62,448	25,226	168,188	253,415
26年度	11,996	7,174	7,316	2,767	29,253	64,870	18,345	62,569	25,994	171,778	259,537
27年度	12,600	7,912	7,325	2,797	30,634	66,399	18,205	62,743	27,398	174,745	266,647

## 就学援助制度の概要

### 1 制度の趣旨

学校教育法第19条に掲げる就学援助の趣旨に沿って、学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して必要な援助を行う制度。

- ・ 学校教育法第19条  
「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」
- ・ 保護者が、その子に義務教育を受けさせるための経費が経済的理由で負担できず就学困難と認める場合に、必要な援助をする。
- ・ 教育の機会均等の理念に基づき9年間の義務教育の円滑な実施に資することを目的としている。

### 2 支給対象者の区分

川崎市立小・中学校に在籍している児童生徒の保護者で次のいずれかに該当する者。

- (1) 生活保護法第6条第2項の規定による要保護者。ただし、要保護者のうち生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている者については、校外活動費(宿泊を伴わない社会見学・遠足等)、修学旅行費、自然教室参加費(食事代)、学校病医療費、日本スポーツ振興センター災害共済掛金の支給以外は対象とならない。
- (2) 川崎市教育委員会が、生活保護法第6条に規定する要保護者に準ずる程度に困窮しているため就学困難と認定した者。

### 3 就学援助費の種類等

区 分		学用品 通学用品費	校外 活動費	夏季施設 参加費	自然教室 参加費 (食事代)	通学費	新入学 児童生徒 学用品費	修学 旅行費	クラブ 活動費	学校 給食費	学校病 医療費	日本スポーツ 振興センター 災害共済掛金
小学校	1年	11,420	1,570	—	—	実費	40,600	—	—	実費	実費	掛金 免除
	2～5 年	13,650		実費	3,080 小5		—					
	6年			—	—		実費					
中学校	1年	22,320	2,270	—	3,080	実費	47,400	—	20,040	実費	実費	掛金 免除
	2年	24,550		実費	—		—	—	13,080			
	3年			—	—		—	実費	5,640			
生活保護 受給世帯		—	○	—	○ 小5・ 中1	—	—	○ 小6・ 中3	—	—	○	○

※夏季施設参加費及び修学旅行費の実費分には上限有り。

※通学費は、学区内居住者又は特別支援学級在籍者のみ対象。

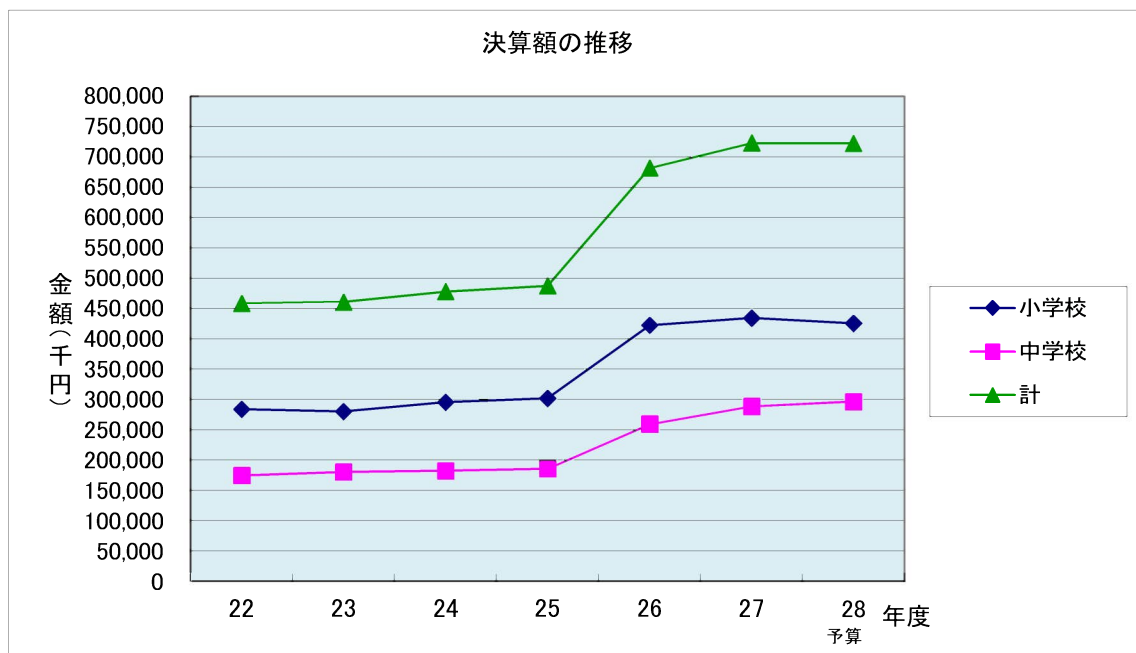
### 4 国の財政措置

- (1) 生活保護受給世帯の援助費のうち修学旅行費のみ国庫補助対象(補助率 1/2)
- (2) 東日本大震災により避難してきた児童生徒を対象に国庫補助対象(補助率 10/10)
- (3) 熊本地震により避難してきた児童生徒を対象に国庫補助対象(補助率 2/3)

## 就学援助認定者数（準要保護）

年度	全児童生徒数 5月1日		認定者数と認定率及び前年比				全体の認定者数 (A+B)	全体の認定率 (実績)
			小学校		中学校			
			認定者数A 認定率	認定者数の 前年比	認定者数B 認定率	認定者数の 前年比		
22	70,329	27,093	4,651 6.6%	104%	2,699 10.0%	105%	7,350	7.5%
23	70,271	27,966	4,624 6.6%	99%	2,671 9.6%	99%	7,295	7.4%
24	70,375	28,192	4,808 6.8%	104%	2,758 9.8%	103%	7,566	7.7%
25	70,615	28,720	4,894 6.9%	102%	2,781 9.7%	101%	7,675	7.7%
26	71,436	28,816	6,714 9.4%	137%	3,349 11.6%	120%	10,063	10.0%
27	71,781	29,345	6,974 9.7%	104%	3,661 12.5%	109%	10,635	10.5%
28	<b>72,302</b>	<b>29,238</b>	<b>6,848</b> <b>9.5%</b>	<b>98%</b>	<b>3,667</b> <b>12.5%</b>	<b>100%</b>	<b>10,515</b>	<b>10.4%</b>

年度	小学校			中学校			合計		
	決算額(千円)	前年比	国庫補助金(千円)	決算額(千円)	前年比	国庫補助金(千円)	決算額(千円)	前年比	国庫補助金(千円)
22	284,074	105%	2,473	174,541	106%	7,911	458,615	106%	10,384
23	280,439	99%	2,346	180,580	103%	9,952	461,019	101%	12,298
24	295,773	105%	2,443	182,545	101%	9,546	478,318	104%	11,989
25	301,847	102%	2,513	185,928	102%	8,811	487,775	102%	11,324
26	422,841	140%	2,376	259,426	140%	8,596	682,267	140%	10,972
27	434,537	103%	2,233	288,970	111%	8,327	723,507	106%	10,560
28	<b>425,891</b>	<b>98%</b>	<b>2,217</b>	<b>296,695</b>	<b>103%</b>	<b>8,596</b>	<b>722,586</b>	<b>100%</b>	<b>10,813</b>



記入例

援助申請書（兼世帯票）

（秘）

には黒か青のボールペンを使用し、消えるボールペンは使用しないでください。

〇〇〇小 小学校長 様

平成29年度の就学援助制度について

（申請します）申請

「申請します」を選んだ方

就学援助を申請しない方はこちらに保護者氏名及び児童生徒氏名（学年・組・番号）を記入してください。

この二重線内を記入し、学校に提出してください。

・次の理由により、川崎市就学援助制度の申請をします。
・援助費の請求、受領、及び返納については校長に委任します。ただし、認定されなかったときは、委任行為は取り消します。

この二重線内

保護者氏名

児童生徒氏名（学年・組・番号）

※年度途中で状況が変わった場合は申請ができます。学校にご相談ください。

・川崎市立学校へ転校した場合、委任行為は転校先の校長に移るものとします。
・教育委員会が下記世帯員の住民税・県民税課税台帳を照会すること、及び世帯の合計所得金額が認定基準額を超過していた場合に、その内容を学校に通知することについて同意します（平成29年1月1日現在、川崎市内に住所のある場合）。

平成29年 4月20日（学校への提出日）

フリガナ カワサキ タロウ
氏名 川崎 太郎
住所 川崎市川崎区〇〇町1-2-3-201
電話番号 123 (456) 7891

フリガナ カワサキ サブロー
氏名 川崎 三郎
4年 3組 2番

申請理由
1 現在生活保護を受けている
2 生活保護が停止又は廃止になった
3 児童扶養手当を受給している
4 その他経済的に困っている
(4の場合の理由)
年度途中で申請事由が発生した場合の理由・事由発生年月日

在籍状況
1 年度当初から在籍
2 市内転入
3 市外転入

家族状況（保護者・児童生徒を含む、生計をともにする世帯全員を記入）※フリガナ、生年月日も忘れずに記入してください。

Table with 4 columns: Name, Relationship, Date of Birth, School Name. Lists family members including parents, siblings, and the child.

フリガナ・氏名・続柄・生年月日・勤務先又は在学校名・学年（平成29年度の学年）を忘れずに記入してください。

※この申請書（兼世帯票）に記載の内容については、就学援助事務のみに使用し、プライバシーには十分配慮して取り扱います。

平成29年度 就学援助制度についてのお知らせ

川崎市教育委員会

川崎市では、お子さんを市立小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費、給食費、修学旅行費など必要な費用を援助する制度を設けています。提出方法などは、次のとおりです。

I 就学援助を申請しない方

「II 援助を受けられる方」に該当しない方や援助を希望しない方は、「申請しません」に○をつけて提出してください。

II 援助を受けられる方

次の1〜4のいずれかの申請理由に該当する方が就学援助を受けられる方となります。

Table with 3 columns: 申請理由, 提出書類, 発行する所. Lists reasons for aid and required documents.

Table with 8 columns: 世帯人数, 総所得, (総収入), 2人, 3人, 4人, 5人, 6人, 7人, 8人. Shows income thresholds for different household sizes.

※総所得とは、住民税・県民税の「課税額（非課税）証明書」における「合計所得金額」のことです。

※世帯の年齢構成などにより認定基準額に相違がありますので、あくまでも目安としてください。

※合計所得金額が上記の目安額を超えていても、特別な事情（保護者が亡くなったり、災害を被った場合により家計が急変した場合、高額な医療費が掛かっている場合など）によりお困りの方は、学校にご相談ください。

「4 その他経済的にお困りの方」の理由により申請する方へ

平成29年1月1日現在、川崎市内に住民登録のある方は、証明書の添付が不要です。

Table with 2 columns: 所得等の確認, 市民税・県民税課税台帳の内容を教育委員会が確認します。

平成29年1月1日現在、川崎市内に住民登録のある方 | 平成29年1月1日現在、川崎市内に住民登録のない方

川崎市教育委員会が所得等の確認を行うため、証明書（例）平成28年分源泉徴収票の添付は不要です。

※18歳以上の世帯員全員（学生や他の世帯員の扶養に入っている場合を除く。）の所得を確認する必要があります。

※年度当初に申請を希望する方で、何らかの事情により書類の添付が間に合わない場合、学校にご相談ください。

※申請後に、書類の追加提出をお願いする場合があります。

キリトリ

教育委員会 生活保護課 (記入しないでください)

Table with 2 columns: ①, ②. A checklist for the school to mark.

Ⅲ 援助の種類、金額（金額は平成28年度（参考））

区分	学用品 通学用品費	校外活動費	夏季施設 参加費	自然教室 参加費 (食事代)	通学費 小2km以上 中3km以上	新入学 児童生徒 学用品費	修学旅行費	クラブ 活動費	学校給食費	学校納 医療費	日本スポーツ 振興センター 災害共済掛金		
小学校	1年	11,420円 (年額)	—	—	—	20,470円	—	—	低学年 3,650円	実費	掛金免除		
	2～5年	13,650円 (年額)	1,570円 (年額)	実費 (上限22,200円)	小5 3,080円	—	—	—	—			—	—
	6年	—	—	—	—	—	—	—	—			—	—
中学校	1年	23,320円 (年額)	—	—	3,080円	23,550円	—	20,040円 (年額)	—	実費	掛金免除		
	2年	24,550円 (年額)	2,270円 (年額)	実費 (上限38,700円)	—	—	—	13,080円 (年額)	—			—	—
	3年	—	—	—	—	—	—	5,640円 (年額)	—			—	—
生活保護受給者 (金額は上記のとおり)	—	○	—	○ 小5・中1	—	—	○ 小6・中3	—	—	○	○		

※平成29年度の援助の種類及び金額については、認定された方に改めてお知らせします。

※就学援助費は学校を通して支給します。支給の時期及び支給方法については、各学校へお問い合わせください。

※年度途中で認定になった方は、認定期間に応じた金額が支給されます。

※この制度は、上記の各費目を支給する制度です。学校納付金を免除するものではありません。

※中学校は、ミルク給食代及び完全給食の実費を支給します。ランチサービスは対象となりません。

※通学費は、学区内居住者又は特別支援学級在籍者で、公共交通機関を使用して通学する場合に対象となります。

※医療費の対象となるのは、学校の定期健康診断等の結果、治療の指示の出た学校病（トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、歯菌、寄生虫病）です。

※学校納入金に未納がある場合は、援助費を未納分に充てる場合があります。

※震災避難者には、別途支給費目があります。

Ⅳ 申請について

1 IIの理由に該当し、お子さんを市立小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方は、申請ができます。

※昨年度この就学援助を受けていた方で、今年度も希望される場合は、あらかじめ申請してください。

2 申請される方は、申請書に必要な事項を記入して、必要な証明書類を添付し、学校へ提出します。申請書は児童生徒1人につき1枚提出していただく必要がございます。

※兄弟姉妹が別々の小中学校に在籍している場合はそれぞれの学校ごとに申請してください。

3 平成29年度分の申込みは平成30年3月まで随時受け付けています。年度途中でIIの理由に当てはまるようになった場合は、当初「申請しない」として提出していても申請できますので、速やかに学校へご相談ください。なお、年度途中認定の場合は、認定日以降が援助の対象となります。

お 問 合 せ 先	お子さんの通っている学校
	又は
	川崎市教育委員会事務局の次の部署まで
	就学援助全般：総務部学事課 電話044-200-3736 学校病医療費及び日本林ノび振興センター災害共済掛金：学校教育部健康教育課 電話044-200-3293

(様式第1号)

就学援助申請書（兼世帯票）

秘

※裏面の記入例をよく読み、記入には黒か青のボールペンを使用し、消えるボールペンは使用しないでください。

\_\_\_\_ 学校長 様

平成29年度の就学援助制度について（申請します・申請しません）。※現在生活保護を受けている方も申請が必要です。

「申請します」を選んだ方

「申請しません」を選んだ方

この二重線内を記入し、学校に提出してください。

・次の理由により、川崎市就学援助制度の申請をします。  
・援助費の請求、受領、及び返納については校長に委任します。ただし、認定されなかったときは、委任行為は取り消しします。  
・川崎市立学校へ転校した場合、委任行為は転校先の校長に移るものとします。  
・教育委員会が下記世帯員の市民税・県民税課税台帳を照会すること、及び世帯の合計所得金額が認定基準額を超過していた場合に、その内容を学校に通知することについて同意します。  
(平成29年1月1日現在、川崎市内に住所のある場合)。

この二重線内を記入し、学校に提出してください。

保護者氏名	_____
児童生徒氏名 (学年・組・番号)	_____ ( 年 組 番)

※年度途中で状況が変わった場合は申請できます。学校にご相談ください。

平成 年 月 日（学校への提出日）

申請者 (保護者)	フリガナ _____	フリガナ _____
	氏 名 _____ 印	氏 名 _____
	住 所 _____	年 _____ 組 _____ 番 _____
	電話番号 _____	

申請理由	1 現在生活保護を受けている
	2 生活保護が停止又は廃止になった 廃止・廃止年月日(平成 年 月 日)
	3 児童扶養手当を受給している 受給開始年月(平成 年 月)
	4 その他経済的に困っている(4の場合の理由) _____
	年度途中で申請事由が発生した場合の理由・事由発生年月日(理由: _____ 平成 年 月 日)

在籍状況	1 年度当初から在籍(平成29年1月1日現在川崎市に住民登録が「ある・ない」(どちらかに○をしてください。))
	2 市内転入( 学校から 月 日 付け転入)
	3 市外転入( 立 学校から 月 日 付け転入)
	※ 他都市で就学援助制度を「受けていた・受けていない」(どちらかに○をしてください。)

家族状況(保護者・児童生徒を含む、生計をともにする世帯全員を記入) ※フリガナ、生年月日も忘れずに記入してください。  
同居していても生計をともにしていない方については、記入不要です。 1の理由で申請する方は生年月日から学年欄は記入不要です。

フリガナ	続柄	生年月日	勤務先又は在学校名	学年 (平成29年度)
氏 名				
1	本人 (保護者)	明・昭 大・平 年 月 日		
2		明・昭 大・平 年 月 日		
3		明・昭 大・平 年 月 日		
4		明・昭 大・平 年 月 日		
5		明・昭 大・平 年 月 日		
6		明・昭 大・平 年 月 日		
7		明・昭 大・平 年 月 日		

学校記入欄(記入しないでください。) 報告日 平成 年 月 日	教育委員会使用欄(記入しないでください。)
上記の者を就学援助を必要とする児童生徒として報告します。	基準額 _____ 円
_____ 学校長 _____ 公印	所得額 _____ 円

※この申請書(兼世帯票)に記載の内容については、就学援助事務のみに使用し、プライバシーには十分配慮して取り扱います。

教育委員会  
事務局  
(記入しないで  
ください。)

① ②

川崎市高等学校奨学金の予算及び応募者数等の推移

年度		22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額(千円)		43,225	43,225	43,225	43,225	
平成25年度までの制度	公立	応募	639	643	711	649
		採用	231	241	234	225
	私立	応募	557	498	566	530
		採用	119	109	116	125
	合計	応募	1,196	1,141	1,277	1,179
		採用	350	350	350	350

年度		26年度	27年度	28年度	29年度	
予算額(千円)		43,225	43,225	53,109	55,619	
【入学支度金】	公立	応募	129	199	219	223
		採用	83	95	114	141
	私立	応募	22	18	20	21
		採用	55	64	52	83
	合計	応募	151	217	239	244
		採用	138	159	166	224
【学年資金】	公立	応募	388	478	544	534
		採用	340	314	339	450
	私立	応募	329	421	426	432
		採用	257	260	222	328
	合計	応募	717	899	970	966
		採用	597	574	561	778

川崎市大学奨学金【貸付(無利子)】応募者数等の推移

年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
応募・選定状況(人)	公立	応募	2	2	1	1	0	4	1	0
		採用	1	2	1	0	0	2	1	0
	私立	応募	38	27	29	26	16	26	27	13
		採用	9	8	9	10	9	8	9	10
	合計	応募	40	29	30	27	16	30	28	13
		採用	10	10	10	10	9	10	10	10

# 平成29年度 川崎市高等学校奨学生【入学支度金】募集要項

## 1 目的

高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び専修学校の高等課程を含む。）に進学する生徒で、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な方に奨学金を支給します。

## 2 申請基準

- (1) 平成29年1月1日時点において、川崎市内に住所を有する中学3年生であること。
- (2) 学業成績について、第3学年前期の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上であり、在学する中学校長からの推薦が受けられること。
  - ア 平均値は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までの値とする。
  - イ 3学期制実施校の場合、1学期の全履修科目の評定結果とする。
  - ウ 年度末のみ評定を実施している場合、前年度の全履修科目の評定結果とする。
- (3) 平成27年1年間における世帯の総所得が、基準額以内であること。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
総所得	約246万円	約294万円	約337万円	約383万円	約417万円	約467万円
(総収入)	約376万円	約435万円	約489万円	約547万円	約589万円	約651万円

- ア 世帯の年齢構成などにより基準額に相違があります。上記の表は目安としてください。
- イ 「総所得」は、給与所得の方は給与所得控除後の金額が、事情所得の方は総収入から必要経費を差し引いた後の金額が、基本となります。
- ウ 具体的には、市民税の「非課税証明書」や「課税額証明書」の「合計所得金額」であり、世帯に収入のある方が複数いる場合は、それぞれの所得を合算した額となります。

### —川崎市高等学校奨学金【入学支度金】申請基準（抜粋）—

基準額は、平成27年4月1日を基準日として、生活保護法による保護の基準の規定に従い、次の算式により算出した額とする。「第1類基準額+第2類基準額（冬季加算及び期末一時扶助を含む。）+教育扶助+住宅扶助+生業扶助（高等学校等就学費）」

## 3 奨学金【入学支度金】の概要

- (1) 募集人員 150名程度
- (2) 支給額 国・公立の高等学校へ進学する場合 45,000円  
私立の高等学校へ進学する場合 70,000円
- (3) 支給時期 平成29年3月下旬
- (4) 支給方法 本人又は保護者名義の金融機関口座への振込
- (5) その他 川崎市高等学校奨学金は、他の奨学金との併給を制限しておりません。

川崎市高等学校奨学金は、返還の必要のない、給付型の奨学金です。

#### 4 中学校への提出書類

- (1) **奨学金資金支給申請書・推薦書【入学支度金用】**(申請書は中学校から取り寄せてください。)
- (2) 生活保護世帯の場合は、**被保護証明書**(世帯全員が記載され、3か月以内に発行されたもの。写しも可。)
- (3) 児童養護施設や里親に委託されている場合は、**在籍証明書**や**児童委託証明書**(写しも可)
- (4) (2)～(3)以外の方は、**平成28年度市民税・県民税(個人)の課税額証明書、非課税証明書又は免除証明書**(写しも可)

ア 市税事務所、区役所(支所)市税証明書発行コーナー、出張所及び行政サービスコーナーで発行するものです。

イ 世帯人員の中で、18歳以上の全員の証明書が必要です(高校生、大学生等を除く。)

ウ 扶養に入られている方でも、証明書が必要です(合計所得金額は「\*\*\*」等に表示されているものでも構いません。)。ただし、配偶者控除を受けられている場合は、配偶者の所得証明書は不要です。

- (5) その他

ア 提出いただいた書類は、原則として返却いたしません。

イ 提出いただいた書類に記載された内容については、川崎市高等学校奨学金事務にのみ使用し、プライバシーには十分配慮して取り扱います。

#### 5 受付期間・提出先

在学している中学校経由で申請していただきます。**各中学校の指定する期間内**に、上記書類を学校に提出してください。なお、各中学校から川崎市教育委員会への提出期間は、平成29年1月23日(月)から**2月6日(月)まで**となっております。

#### 6 調査結果の通知

- (1) 教育委員会が定めた採用基準に達しているかどうか、提出された書類により教育委員会で調査を行い、その結果については、平成29年2月20日頃に各中学校に通知いたします。
- (2) 採用の予約が内定した後で、川崎市外へ転出された場合や、高等学校に入学しなかった場合は、入学支度金は支給いたしません。

#### 7 平成29年度からの変更点について

- (1) 平成29年度入学支度金から、奨学生として採用された方には、入学する高等学校の合格通知書及び入学料を納入した書類の写し等の必要書類を、速やかに提出いただいた後、**3月中に支給いたします。**
- (2) 平成29年度入学支度金から、**高等専門学校及び専修学校の高等課程**に入学された場合も支給の対象となります。

#### 8 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階  
川崎市教育委員会事務局総務部学事課 電話 044-200-3267



# 平成29年度 川崎市高等学校奨学生【学年資金】募集要項

## 1 目的

高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）及び専修学校の高等課程を含む。）に進学する生徒で、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な方に奨学金を支給します。

## 2 申請基準

次の三つの申請基準に全て該当する必要があります。

- (1) 平成29年4月15日時点において、川崎市内に住所を有する高校生であること。
- (2) 学業成績について、平成28年度の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上であり、在学する高等学校長からの推薦が受けられること。  
※ 平均値は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までの値とする。
- (3) 平成28年1年間における世帯の総所得が、基準額以内であること。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
総所得	約246万円	約294万円	約337万円	約383万円	約417万円	約467万円
(総収入)	約376万円	約435万円	約489万円	約547万円	約589万円	約651万円

ア 世帯の年齢構成などにより基準額に相違があります。上記の表は目安としてください。

イ 「総所得」は、給与所得の方は給与所得控除後の金額が、事業所得の方は総収入から必要経費を差し引いた後の金額が、基本となります。

ウ 具体的には、市民税の「非課税証明書」や「課税額証明書」の「合計所得金額」であり、世帯に収入のある方が複数いる場合は、それぞれの所得を合算した額となります。

### —川崎市高等学校奨学金【学年資金】申請基準（抜粋）—

基準額は、平成28年4月1日を基準日として、生活保護法による保護の基準の規定に従い、次の算式により算出した額とする。「第1類基準額+第2類基準額（冬季加算及び期末一時扶助を含む。）+教育扶助+住宅扶助+生業扶助（高等学校等就学費）」

## 3 奨学金【学年資金】の概要

- (1) 募集人員 750名程度
- (2) 支給額

**川崎市高等学校奨学金は、返還の必要のない、給付型の奨学金です。**

	国公立			私立		
		(月額)	(加給年額)		(月額)	(加給年額)
第1学年	36,000円	3,000円		60,000円	5,000円	
第2学年	61,000円	3,000円	25,000円	85,000円	5,000円	25,000円
第3学年	46,000円	3,000円	10,000円	70,000円	5,000円	10,000円

※ 定時制高等学校の第4学年は、それぞれの区分の第1学年との同額を支給します。

※ 高等専門学校については、第3学年までが対象となります。

- (3) 支給期間 1年間（平成29年4月から平成30年3月まで）
- (4) 支給時期 4月分から9月分を8月に、10月分から翌年3月分を2月に支給します（加給年額は2月に支給）。※ 2月分の受給については、推薦のあった高等学校に平成30年1月1日時点で

在学していることが必要です。

- (5) 支給方法 本人又は保護者名義の金融機関口座へ振込みます。
- (6) その他 川崎市高等学校奨学金は、他の奨学金との併給を制限しておりません。

#### 4 学校への提出書類

- (1) **奨学金資金支給申請書・推薦書【学年資金用】**（申請書は学校から取り寄せてください。）
- (2) 生活保護世帯の場合は、**被保護証明書**（世帯全員が記載され、3か月以内に発行されたものの。写しも可。）
- (3) 児童養護施設や里親に委託されている場合は、**在籍証明書**や**児童委託証明書**（写しも可）
- (4) (2)～(3)以外の方は、次の①～③のうちいずれかの書類
  - ① **平成29年度市民税・県民税の課税額証明書、非課税証明書又は免除証明書**（写しも可）
    - ※ 市税事務所、区役所（支所）市税証明書発行コーナー等で発行するもので、通常6月以降であれば取得することが可能です。
  - ② **平成29年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書**（写しも可）
    - ※ 会社員や公務員等の給与所得者の方で、給与から住民税が差し引かれている方は勤務先から6月頃に配布されます。
  - ③ **平成29年度市民税・県民税税額決定・納税通知書の「住所氏名」「所得控除内訳」「所得金額内訳」が記載されているページ**（川崎市の場合は1～3枚目）（写しも可）
    - ※ 主として事業を営んでいる方に対し、平成29年1月1日に住んでいた市区町村から6月頃に郵送されます。
- ◆ 上記①～③の書類について
  - ※ 世帯人員の中で、18歳以上の全員の証明書が必要です（大学生、予備校生等を除く。）。
  - ※ 扶養に入られている方でも、証明書が必要です（合計所得金額は「\*\*\*」等で表示されているものでも構いません。）。ただし、配偶者控除を受けられている場合は、配偶者の所得証明書は不要です。
- (5) その他
  - ア 提出いただいた書類は、原則として返却いたしません。
  - イ 提出いただいた書類に記載された内容については、川崎市高等学校奨学金事務にのみ使用し、プライバシーには十分配慮して取り扱います。

#### 5 受付期間・提出先

- (1) 在学している高等学校経由で申請していただきます。**各高等学校の指定する期間内**に、上記書類を学校に提出してください。なお、各高等学校から川崎市教育委員会への提出期間は、平成29年6月12日（月）から**6月23日（金）**までとなっております。
- (2) 受付期間経過後に、世帯の生計を主として維持する者等が亡くなった場合、震災、風水害、火災その他これらに類する災害を被った場合は、平成30年2月28日（水）まで受け付けます。

#### 6 調査結果の通知

教育委員会が定めた採用基準に達しているかどうか、提出された書類により教育委員会で審査を行い、結果については、平成29年7月下旬に直接御自宅へお送りいたします。

#### 7 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階  
川崎市教育委員会事務局総務部学事課 電話 044-200-3267

# 平成29年度 川崎市大学奨学生募集要項

## 1 目的

大学に在学する学生で能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難なものに対し奨学金の貸付を行うことにより、社会に有用な人材の育成に資することを目的とする。

## 2 資格

次の要件を備えている方に限ります。

- (1) 保護者が川崎市に1年以上居住していること。
- (2) 学校教育法第83条に規定する大学の1年生であること。(短期大学、大学院は除く。)
- (3) 学資の支弁が困難であること。
- (4) 学業成績が優良で性行が善良であること。

## 3 募集人員及び奨学金の額

- (1) 募集人員 10名程度
- (2) 奨学金の額 月額38,000円 年額456,000円
- (3) 貸付期間 平成29年4月から正規の修業年限が終了するまで。
- (4) 貸付方法 本人へ前期(5月)、後期(9月)に分けて交付します。(初年度のみ前期は7月)

## 4 応募の際に提出する書類

- (1) 大学奨学金申請書
- (2) 大学奨学金推薦書(平成29年6月1日以降に学長による推薦を受け、厳封してください。)
- (3) 学業成績証明書(出身高等学校長による証明、厳封してください。)
- (4) 世帯の収入状況を証明する書類(コピー可)

### ≪平成28年1月1日から12月31日までの収入状況を証明する書類≫

・次のア～ウのいずれかの書類(生活保護を受給している場合はエの書類)を提出

ア 平成29年度市民税・県民税の課税額証明書、非課税証明書又は免除証明書

※ 市税事務所や区役所(支所)市税証明発行コーナーで発行するもので、通常6月以降であれば取ることができます。

イ 平成29年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書

※ 会社員や公務員等の給与所得者の方で、給与から住民税が差し引かれている方は勤務先から6月頃に配布されます。

ウ 平成29年度市民税・県民税税額決定・納税通知書のうち住所氏名、所得控除内訳、所得金額内訳が記載されているページ(川崎市の場合1～3枚目)

※ 主として事業を営んでいる方に対して、平成29年1月1日に住んでいた市区町村から6月頃に郵送されます。

エ 【申請時に生活保護を受給している場合】「被保護証明書」(世帯全員の氏名が記載されたもの)

※ お住まいの所管の福祉事務所(区役所保健福祉センター、地区健康福祉ステーション)で取ることができます。

### ≪該当する方が世帯の中にいる場合のみ上記書類と併せて提出≫

【障害年金・遺族年金を受けている場合】 「年金振込通知書」又は「年金額改定通知書」の写し

【児童扶養手当を受けている場合】 「児童扶養手当証書」の写し

※ 世帯人員の中で、18歳以上の全員の証明書が必要です(高校生、大学生等を除く)。

※ 無職や扶養されている場合でも、収入に関する証明書が必要です(合計所得金額は「\*\*\*」等で表示されているものでも構いません。)。ただし、配偶者控除を受けている場合は、配偶者の証明書は不要です。

- (5) 身体障害者・療養者等のいる世帯で、特別に支出がある場合

障害者手帳の写し又は支出を証明する書類(医療費の領収書の写し等)

※ 必要書類の提出のない方は、選考の対象になりませんので御注意ください。

※ 各証明書等の写し(コピー)は、A4判で揃えてください。

※ 提出された書類に記入された内容については、川崎市大学奨学金事務にのみ使用し、プライバシーには十分配慮して取り扱います。

## 5 奨学生の決定

提出された書類により決定します。採否は、7月中旬に本人及び在学している大学に通知します。

## 6 奨学金の償還

奨学金は無利子で貸付けします。貸付終了後には、卒業後6か月据え置きの後、10年以内に年賦又は半年賦で均等償還していただきます。

奨学金の償還を怠った時は、延滞利息(年10.95%)が課せられます。なお、卒業後、上級学校に進学した場合は、償還猶予制度があります。

## 7 提出方法及び期間

在学している大学経由で申請していただきます。大学が指定する期間内に、上記書類を大学に提出してください。

※ 川崎市教育委員会の大学からの受付期間：平成29年6月12日(月)から6月23日(金)まで(必着)

## 8 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階

川崎市教育委員会事務局総務部学事課(電話 044-200-3267)